

令和5年4月28日招集

第35回

定例総会議事録

加茂市農業委員会

第 35 回加茂市農業委員会定例総会議事録

令和5年4月 28 日午前 9 時 30分から下記議案審議のため第 35 回加茂市農業委員会定例総会を加茂市役所5階全員協議会室で開催した。

記

- 第 106 号議案 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第 107 号議案 農地法第4条の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第 108 号議案 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第 109 号議案 農用地利用集積計画に対する可否決定について

○ 本日の会議に出席した農業委員は次のとおりである。

1番 小池俊木 君	2番 西村修市 君	
4番 坂内長市 君	5番 佐藤愛子 君	6番 今井和幸 君
7番 飯岡佐治雄 君	8番 加茂重夫 君	9番 近藤サチ子 君
10番 吉村陽介 君	11番 渡邊繁明 君	12番 笠間栄一 君
	14番 坂上武久 君	15番 小柳成吾 君
16番 坂上辰彦 君	17番 増井敬治 君	18番 浅川和夫 君
19番 永井尚文 君		

○ 本日の会議に欠席した農業委員は次のとおりである。

3番 長谷川正典 君 13番 梅田守康 君

○ 本日の会議に出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂1番 近藤喜作 君	加茂2番 飯岡大介 君	下条1番 井上長治 君
下条2番 番場 勇君	七谷1番 小柳修一 君	七谷2番 田浦 久君
須田1番 高橋正明 君	須田2番 牛腸利生 君	

○ 本日の会議に説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

局長 太田 憲之 君 次長 大竹 久範君

(開会時刻:午前9時30分)

議長(永井尚文君)

おはようございます。

先月の総会は体を壊しまして出席できませんでした。大変お詫びを申し上げます。

本日はご多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

これからが本番でございます。体には十分気を付けて作業していただきたいと思っております。

それでは議事に入ります。

報告いたします。

本日欠席の通告がありました農業委員は、3番長谷川正典君、13番梅田守康君であります。

ただ今の出席農業委員数は、17名で、会議成立の定数に達しておりますので、これより加茂市農業委員会第35回定例総会を開会いたします。

議事録署名委員については、前例により私が指名してよろしいかお諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようでございますので、15番 小柳成吾君、16番 坂上辰彦君を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

議長(永井尚文君)

それでは議案の審議に入ります。

採決につきましては、農業委員で行いますが、質疑につきましては、農業委員、推進委員ともに発言することができますので、発言される場合は挙手のうえ、議長の指名を受けた後、議席番号と名前を述べてから発言されるようお願いいたします。

最初に、第106号議案

「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)

はい、事務局長 太田です。

それでは、議案の1ページをお開きください。

【議案第106号朗読後、説明】

番号1の譲渡人は、体が耕作困難な状態にあり、当該農地の引受者をさがしていたところ見つかったため許可申請が行われたものです。

申請地は、市道菅端諏訪ノ木線沿いの東側で、上諏訪ノ木集落と下諏訪ノ木集落のほぼ中間に位置しています。

この申請について、許可要件を満たしているか譲受人の経営状況を確認いたしますと、農業経営では、譲受人に年間150日以上農業従事日数があり、農作業への常時従事の実態があります。また、農作業に従事する者の農作業経験及び保有している機械の能力等からみて、権利の移転を受ける農地及び耕作の事業に供すべき農地を効率的に利用できるものと見込まれます。以上によりまして、番号1の

案件は農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可の要件には該当せず許可要件の全てを満たしていると判断されます。

なお、申請地の権利移転については、現地調査により周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障を生じる恐れが無いことが確認されています。

説明は以上となります。

議長(永井尚文君)

本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。

7番 飯岡委員。

7番(飯岡佐治雄君)

7番、飯岡です。

4月16日に近藤委員と、番号1の申請地の利用状況及び権利移転に伴う周辺農地への影響の有無について、確認してきましたので報告いたします。

申請地には、柿の木が3本ほど植栽されており、ほ場もきれいに管理されていました。許可後も譲受人が栽培を引き継ぐことになっています。

現状で周辺の田の耕作に支障を生じている様子は無く、権利移転後も周辺の農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の利用に支障を生ずる恐れはないと判断しました。

この土地については、前回の総会の時に、同じ佐野さんと坂井さんのやり取りがありましたけれども、今回相続の登記が終わりましたので改めてこれを出すというものです。

報告は以上です。

議長(永井尚文君)

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。

次に、第107号議案

「農地法第4条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)

はい、事務局長 太田です。

それでは、議案の2ページをお開きください。

【議案第107号朗読後、説明】

番号1の申請人は、申請地を平成8年5月に相続しています。申請地は、桐の育林畑でしたが、昭和44年の災害時に大量の土砂と一緒に小径杉が流入しました。その後隣接地の杉も大きくなり、当該地は北向きのこともあり日照不足となり、植林する事業を実施し、今日に至っています。本来相続をした時点で転用手続きを

すべきでしたが、失念しており、不適正な状態を是正するために許可申請が行われたものです。

配布資料の第107号議案・第108号議案関係資料「農地転用関係申請位置図」の1ページをご覧ください。

申請地は、 地区の北東の山間部に位置しており、 地区から伸びる市道に面して所在しています。2ページの構成図をご覧ください。図面上に太線で囲まれている部分が申請地です。申請地には、約3メートルに1本の割合で杉が植えられています。

申請内容を農地転用に関する許可基準により確認しますと、

まず、「立地基準」における「申請地の農地区分」は、申請地が周囲を林地に囲まれた位置に所在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。第2種農地は、申請地に代えて周囲に所在する他の土地を供することにより事業目的の達成ができることと認められる場合は、申請地を転用事業に供する意味合いがないため原則転用不許可となります。今回の申請地は周囲を林地に囲まれて所在しており、当該申請事業を実施するのに適当な立地条件を備えており、他の土地での事業実施は見込めないため、転用許可可能な案件であると判断できます。

次に「一般基準」について、確認します。

「転用を行うための申請人の資力及び信用」及び「申請に係る用途へ遅滞なく供することの確実性」については、既に転用事業に供されていますので適当であると判断されます。

「計画面積の妥当性」については、杉が一定の間隔で植えられており、木の成長に合わせた間隔で敷地内に植林されていることから妥当と判断されます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、申請地は周囲を山林に囲まれおり、現状で周囲に悪影響を及ぼしていないことから支障は無いと判断できます。

以上によりまして、この案件は転用許可基準をすべて満たしているものと考えられます。

なお、申請に際して、申請人から違反転用の状態になっていたことを謝罪し、今後は農地法を遵守する旨の内容が記載された始末書が添付されています。

番号2は、令和5年2月28日の総会で「加茂市農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」議決をいただいた案件の関連であります。現在の農作業場が古く手狭になってきたため、自己所有地に、新たに農作業場を建築するための申請です。

配布資料の「農地転用関係申請位置図」の3ページをご覧ください。

申請地は、図面で黒く塗りつぶした位置となります。
 の裏手に位置するところに所在しています。資料4ページの案内図をご覧ください。図面上に斜線で表示した部分が申請地です。申請地の水田地帯の中にあります。資料5ページの申請地付近の更正図をご覧ください。太枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は今回の転用事業に合わせて分筆する予定であります。資

料 6 ページの利用計画図をご覧ください。計画では建築面積 168 平方メートルの農作業場を建築することになっています。次につづる順番が違ったんですが、12 ページが建築を予定する農作業場の平面図となっていますのでご覧ください。

この申請案件の内容を農地転用に関する許可基準により確認しますと、

「立地基準」における「申請地の農地区分」は、加茂市が定めた農業振興地域整備計画で将来的に農用地等として利用を図るべき農用地区域として指定されています。この農業振興地域整備計画で農用地区域に指定された土地の将来的な用途が「農地」として位置づけられている場合は、原則として転用の許可を行わないものとされていますが、事業実施者の発意に基づき、3月7日付けで市において申請地の農用地区域の用途を「農地」から「農業用施設用地」に変更しており、当該用途と申請された転用事業の内容が合致していますので、例外的に許可可能となっています。

次に「一般基準」について、確認します。

「転用を行うための申請人の資力及び信用」については、許可申請書に添付された「資金計画申出書」の記載内容で事業実施を融資で対応する計画となっていますが、融資機関からの融資証明書により、事業費が確保されていることが確認できましたので事業実施可能であり適当と判断されます。

「申請に係る用途へ遅滞なく供することの確実性」については、今年の稲の収穫に間に合うように許可予定月から工事期間が設定されており、許可後すぐに事業着工することになっていますので、確実であると判断できます。

「計画面積の妥当性」については、利用計画図の施設、作業スペース及び農業用機械の回転場所の配置から見て妥当な規模であると判断できます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、申請地の計画では、雨水については自己所有地から排水路に放流することとしており、周辺農地等に係る営農条件に支障を及ぼすことは無いと判断できます。なお、申請地を事業区域とする加茂郷土地改良区から申請地での転用許可実施については、さしつかえないとの意見が出されています。

以上によりまして、申請案件は、転用許可基準をすべて満たすものと考えられます。

説明は以上となります。

議長(永井尚文君)

本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。

坂内委員をお願いします。

4番(坂内長市君)

4 番坂内です。

4月 18 日に西村委員と現地の調査を行なってまいりましたので、その内容をご報告いたします。

はじめに、第 107 議案の番号1の申請地について報告いたします。

申請地は山の中に所在しており、植えられてから年数が経過した杉があることを確認しました。周辺は山林であり、周囲に耕作できる様な土地は残っておらず、申請地での植林はやむを得ず、許可相当であると判断してまいりました。

次に、107号議案の番号2の申請地について報告いたします。

申請地の周囲は水田地帯であります。隣地との間には畔があり、雨水はすべて自己所有のは場より排水路に放流することとしています。適正に事業が行われた場合は、転用事業による周辺農地等への支障は生じないものと考えられます。以上の調査内容から当該案件は、許可相当と判断してまいりました。

報告は以上です。

議長(永井尚文君)

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。

(しばらく声なし)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。

次に、第108号議案

「農地法第5条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)

はい、事務局長 太田です。

それでは、議案の4ページをお開きください。

【議案第108号朗読後、説明】

番号1は、申請人が建売住宅を建築し販売することを目的に転用許可申請が行なわれたものです。

配布してある第107号議案・第108号議案関係資料「農地転用関係申請位置図」の7ページをご覧ください。

申請地は、■■■■の住宅街に所在しています。8ページの案内図をご覧ください。周辺に農地はほとんどなく、道路や宅地に囲まれています。9ページの更生図をご覧ください。申請地は太枠で囲まれた位置となります。西側が市道と面しており、申請地の出入り口となります。10ページの利用計画図をご覧ください。計画では8棟の建売住宅と中心に道路を整備する計画となっております。11ページは上下水道と排水の計画図です。上下水道は共に隣接する市道に設置された水道及び下水道に接続し、雨水排水については市道脇の水路へ放流する計画となっております。

この申請案件の内容を農地転用に関する許可基準により確認しますと、

まず、「立地基準」における「申請地の農地区分」は、都市計画法の規定により定められた都市計画で、第1種住居地域の用途指定がされた地域に所在する農地であることから、第3種農地と判断され転用可能な農地です。

次に「一般基準」について、確認します。

「転用を行うための申請人の資力及び信用」については、許可申請書に添付された「資金計画申出書」及び金融機関から発行された残高証明の記載内容から、資金の調達が可能であることが確認できましたので事業実施可能であると考えられ、適当と判断されます。

「申請に係る用途へ遅滞なく供することの確実性」については、許可予定月から工事期間を設定しており、許可後すぐに着工する見込みであることが確認できることから、確実であると判断できます。

「計画面積の妥当性」については、申請地の面積と建築する建売住宅の建築面積を一般住宅の審査基準に照らしてみると、転用面積が審査基準の範囲となっており、駐車場の台数を合わせて考慮した場合は、更に過剰な転用面積ではないと考えられ、妥当と判断できます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、申請地の東側から北側にかけて水路が隣接しますが、雨水や汚水の適切な処理による被害防止措置が計画されており、現地調査で事業実施による周辺農地への支障は生じないものとして確認されています。

以上によりまして、この案件は、転用許可基準をすべて満たすものと考えられます。

説明は以上となります。

議長(永井尚文君)

本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。

坂内委員をお願いします。

4番(坂内長市君)

4番、坂内です。

調査の内容をご報告いたします。

申請地は、周囲を道路や宅地によって囲まれております。現在ある作業小屋等は撤去する予定となっております。事業計画では、土留め施工及び全戸下水道に接続する予定であり、適正に事業が行われた場合は、転用事業の実施による水路の利用に支障は生じないものと考えられます。以上の調査内容から当該案件は、許可相当と判断してまいりました。

報告は以上です。

議長(永井尚文君)

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。

(しばらく声なし)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。

次に、第109号議案

「農地利用集積計画に対する可否決定について」を上程いたします。

なお、XXXXXXXXXXは、農業委員会等に関する法律の規定に基づく議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

(XXXXXXXXXX退席)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)

はい、事務局長 太田です。

それでは、議案の5ページをお開きください。

【議案第 109 号朗読後、説明】

別冊の「農用地利用集積計画令和5年5月 10 日公告」の内容につきましては、次のページから各筆明細のとおりです。

内容については、配付資料の第 109 号議案関係 参考資料1及び参考資料2の集計表により説明します。

それでは、資料をご覧ください。

(参考資料1、2による説明)

参考資料2の1ページの整理番号利-5-84 から 92 については、農地中間管理事業による利用権設定で、84 から 90 までが、所有者から農地中間管理機構への貸付で、91.92 が農地中間管理機構から耕作者への貸付けとなります。

なお、この利用集積計画に定めた契約内容は、すべて農業経営基盤強化促進法第 18 条第3項各号に掲げられた計画が備える要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議長(永井尚文君)

事務局の説明が終わりました。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

議長(永井尚文君)

(「なし」の声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案については、可とすることとして市長に送付することに賛成の方の挙手を求めます。

議長(永井尚文君)

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は可とすることとして市長に送付することに決定いたしました。

退席委員の着席をお願いします。

(XXXXXXXXXX 着席)

退席委員に報告します。本議案は可とすることとして市長に送付することに決定いたしました。

ありがとうございました。

以上で本日の議案は全部終了いたしました。

(議案審議終了午前10時2分)

議長(永井尚文君)

これより、報告案件をお願いいたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)

はい、事務局長 太田です。

議案の 6 ページになります。

【報告第 1 号朗読】

番号1から 18 は、賃借人の希望により、合意解約に至ったものです。番号2から 12 及び 17. 18 は先程審議いただいた利用集積計画により新たに賃借権が設定される予定です。

議長(永井尚文君)

【報告第 2 号朗読】

報告は以上です。

事務局の説明が終わりました。

報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

(しばらく声なし)

ないようでありますので、以上をもちまして報告案件は終了いたします。

議長(永井尚文君)

次に、事務報告をお願いいたします。

令和 5 年 3 月 29 日以降の事務に関し、各担当者から報告をお願いいたします。

(事務報告)

【議案 17 ページ記載の事務報告案件について、担当者から報告】

以上で事務報告が終わりました。

報告のありました事項について、ご質問ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

なしの声がありますので、以上をもちまして事務報告は終了いたしました。

これにて、加茂市農業委員会第 35 回定期総会を終了いたします。

(閉会時刻:午前 10 時 9 分閉会)

令和5年4月28日

農業委員会等に関する法律第33条の規定により総会の顛末を記録し署名する。

会 長

.....

15 番 委 員

.....

16 番 委 員

.....